



彩の国くらしレポート

埼玉県

貴金属
出すまで居座る



強引な訪問買い取りに注意

処分困る不用品を買い取って
くれるというので頼んだら...

(Aさんのケース 80歳女性)

業者から突然「不要な靴があれば買い取る」と電話がかかってきた。足が悪くなって履けなくなった靴を捨てきれずにいたので、引き取ってくれるならと依頼した。

後日業者が訪れ、靴の査定を5分ほどですまし、他にアクセサリや貴金属はないかと聞いてきた。ないと断ってもなかなか帰ってくれず、サイズが合わなくなった金の指輪を2千円で買い取ると言い、持っていったらよかった。指輪を返してほしいかどうしたらよいか。

※実際にあった相談に基づき、一部修正しています。



自宅で物品を買い取ってもらうことを訪問購入と言います。訪問購入は、法律で定められた書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフできます。

※適用除外については裏面参照

アドバイス

不用品の買い取り依頼は慎重にクーリング・オフしたくても業者と連絡が取れない、物品が返還されないケースがあります。

事前に買い取りを依頼したものの以外の勧誘は禁止されています。売るつもりのない貴金属は見せずに、「ありません」ときっぱり断りましょう。

すぐに手渡さなくてもいい

クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。

困ったときは迷わず、消費生活支援センターにご相談ください。

消費者被害ゼロを目指して



県では、消費生活支援センターの相談機能の充実や、高齢者等の消費者被害を未然に防止するための見守り体制強化など、消費者行政の充実・強化に努めてまいりました。

しかしながら、高齢者を狙った悪質商法や、インターネットを利用した新たな消費者被害は後を絶ちません。

このような被害を未然に防止するには、消費者教育が重要です。引き続き正しい知識の普及と自立した消費者の育成を行うとともに、「消費者市民社会」の考え方についても周知するため、各世代に働き掛けてまいります。

昨年策定した、新たな「埼玉県消費生活基本計画」に基づき、市町村、事業者、消費者及び消費者団体等とも力を合わせて、消費者被害ゼロを目指し全力で取り組んでまいります。

埼玉県知事 上田清司

リチウムイオン蓄電池

使用した機器に注意!

「家庭用マッサージ器が突然破裂した。」と相談がありました。このマッサージ器は充電式ですが、事故当時充電器には接続せず、電源を切った状態でした。

リチウムイオン蓄電池はエネルギー密度が高く、小型で軽量なため、様々な機器に使用されています。しかし、ショートしてしまうと過熱・発火・破裂するおそれがあります。機器を使用する場合は取扱説明書の指示を守り、次の事項に注意してください。



ノートパソコンやスマートフォンなどの持ち運べる機器に使われています。(電池の種類は取扱説明書に記載)

大切なポイントに注意しましょう

- 機器をぶつける、落とすなどの衝撃を与えないようにしましょう。
- 充電は、機器に付属している充電器を使用しましょう。
- 引越等で運ぶ際にも注意しましょう。業者に委託する場合には業者のルールに従いましょう。

くらしにちょっと役立つ

豆知識

春は、なぜ眠い?

実はビタミン不足かも

春は新陳代謝が活発になり、冬に比べてビタミン類が不足気味になります。

● バランスのとれた食事を心がけましょう。

● 豚肉や豆類などビタミンB1を多く含む食品を摂取しましょう。

消費生活の

ふへほ

すべての契約がクーリング・オフできるわけではありません。訪問購入では自動車、家具、書籍、有価証券、家電、CD・DVDなど音や映像記録の取引や、契約書面を受け取ってから8日を過ぎた場合などはクーリング・オフが適用されません。本来、いったん成立した契約は勝手にやめることはできません。店舗購入など、自分から行動して契約をした場合は、クーリング・オフ制度がなく、不良品などの理由がなければ契約をやめることはできません。

! クーリング・オフできない場合がある。

ネット注文、テレビショッピングなどの通信販売にもクーリング・オフ制度はありませんが、「返品特約」が設けられています。返品や交換ができるか、その場合の送料の有無など、前もって確認した上で契約しましょう。なお、「返品不可」でも注文と違う商品や不良品は返品・交換が可能です。

*販売方法によっては契約自体を取り消すことができる場合があります。

*クーリング・オフの詳細については消費者庁特定商取引ガイド (<http://www.no-trouble.go.jp/>)をご覧ください。

困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください

消費者ホットライン

いやや!
188 局番なし188番にお電話ください。お近くの相談窓口につながります。

埼玉県消費生活支援センター 相談窓口

川口：☎048-261-0999
川越：☎049-247-0888
春日部：☎048-734-0999
熊谷：☎048-524-0999

受付時間
9:00～16:00(月～金)
祝日・12月29日～1月3日を除く
川口は土曜日でも受付します。



埼玉県マスコット「さいたまっち」

彩の国くらしレポートについてご意見、ご感想、お気づきの点等ございましたら下記までお寄せください。

編集・発行 ● 埼玉県消費生活支援センター

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティ A1街区2階 TEL:048-261-0975 / FAX:048-261-0962

E-mail:m4308776@pref.saitama.lg.jp / ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0304/index.html>

再生紙を使用しています。